**地方独立行政法人大阪府立病院機構役員報酬等規程改正の概要**

**資料８－１**

**１　改正理由**

　　報酬特例を継続するために所要の改正を行うものである。

**２　改正の要点**

　　報酬の特例について（附則関係）

1. 常勤の役員等の基本給月額の２％減額を平成29年3月31日まで継続する。
2. ①の改正に伴い、平成23年改正附則第3項（常勤の役員等のうち理事長及び副理事長の報酬に関する特例（理事長14％カット　副理事長6％カット）を定めた規定）に関する規定整備を行う。

**３　施行期日**

　　平成２８年４月１日